

コンプライアンス宣言

「コンプライアンス」とは、一般的に「法令遵守」と訳されるが、教職員はその職務内容から社会的に与える影響が大きく、法令だけでなく、社会の規範やルール、マナーを遵守することが強く求められる。そこで、教職員一人一人がコンプライアンスに対する認識をしっかりともち、校長のリーダーシップのもと、学校が一つのチームとして、コンプライアンスの確立に向け、取り組んでいくことが必要である。学校におけるコンプライアンスとは、学校と教職員一人一人の社会的責任であり、学校又は教職員が、保護者や地域社会から学校に寄せられる期待や信頼に応えることである。

私たちは、全職員でコンプライアンス研修を年間を通して行い、当事者意識を高め、風通しの良い職場環境づくりに努めるとともに、以下のことを徹底します。

1 体罰や不適切な指導の防止

- ・日頃から児童理解に努め、児童の人権を尊重した言動に努める。
- ・生徒指導をする際には、複数で対応するようにする。

2 わいせつ行為（盗撮行為を含む）の防止

- ・児童の対応をする際には、密室になるような場所で一人では行わない。
- ・携帯電話やSNS等を使って、児童と個人的なやり取りはしない。
- ・死角をつくらないようにするために、教室や校内の整理整頓に努め、定期的に安全点検を行う。
- ・写真は学校用カメラを使って撮影し、個人的な目的のためには使用しない。

3 個人情報の管理を徹底

- ・個人情報は、許可なく個人で保有したり、外部に持ち出したりしない。

4 交通法規と遵守・飲酒運転の防止

- ・飲酒をする場合には絶対に車で会場に行かない。
- ・酒席では教職員の飲酒状況や帰宅方法を複数で確認し、声かけを行う。
- ・日頃から気持ちと時間に余裕をもって運転する。
- ・交通事故が起きたら必ず警察・管理職に連絡し、相手には誠意をもって対応する。

5 学校徴収金の管理を徹底

- ・金銭の処理は複数の目で確認し、正確・迅速に行う。
- ・物品の購入先とは公正な取引を行う。

令和6年8月

つくば市立九重小学校長 小林 真理子